平成２３年（フ）第１４０号
青森県むつ市金曲２丁目11番78号　千葉ハイツ１Ｆ１－１号
債務者　伴　　勇太
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1169番地３
債務者　杉山　義彦
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市赤崎町147番地10、旧住所長崎県佐世保市大野町75番地１
債務者　水溜　一矢
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
北海道帯広市西13条南１丁目４番地
債務者　篠崎　直子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
岡山県津山市押入238番地１　レオパレス長通り105号室
債務者　池田　将太
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６０号
岡山県勝田郡勝央町植月中2291番地５
債務者　西元　美紀（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６３号
岡山県真庭市勝山1126番地１市営原方新住宅308号
債務者　藤原　　茜
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６４号
岡山県津山市志戸部699番地１　イーグルハイツ307
債務者　池田　雅也
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６５号
岡山県美作市川北23番地
債務者　髙木　光恵
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第８１号
静岡県富士市米之宮町127番地　パレスコートマスダ305号
債務者　渡邉　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２４７号
静岡県磐田市見付1585番地11
債務者　藤本　和美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
岡山県津山市高野本郷2285番地
債務者　笠井喜美子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午前10時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１００号
沖縄県宜野湾市宜野湾１丁目８番24―101号　第１とけしマンション
債務者　村山　徳市
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０１号
沖縄県宜野湾市宜野湾１丁目８番24―101号　第１とけしマンション
債務者　村山さゆり（旧姓香村）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０３号
沖縄県中頭郡読谷村字喜名508番地20
債務者　仲宗根苗子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部